

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター(AABC)			
提案プロジェクト名		エイジング・オープン・ミュージアム・シティ			
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化					
(a) 財政上の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}
1	事業費助成	必要となる調査経費・テキスト作成経費・翻訳経費の助成	(1)高齢化に関するテキスト作成と翻訳		
2	事業費助成	ブリッジ人材養成に必要な経費の助成	(2)ブリッジ人材の養成		
3	事業費助成	調査検討経費の助成	(3)介護資格のアジア標準化		
4	運営費助成・研究費助成	アジア高齢社会研究センター運営のための経費助成及び自治体・企業等による各種実験事業を行うための経費の助成。	(4)アジア高齢社会研究センター		
5	施設整備費・運営費助成	施設整備費や運営費の助成	(5)介護人材トレーニングセンター		
6	施設整備費・運営費・研究費助成	施設整備費や運営費の助成、各種研究開発費の助成	(6)技術開発型ナーシングホーム		
7	運営費助成	運営に必要な経費の助成	(7)エイジング連合大学院		
8	運営費補助	運営に必要な経費の助成	(8)エイジングJETRO		
(b) 金融上の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}
1					
2					
3					
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)					
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}
			根拠法令等	制度の所管・関係官庁	
1	ビザの緩和	留学ビザによって日本に滞在するブリッジ人材については、就労制限を緩和し、高齢者施設で働き収入を得ることを可能とする。		(3)ブリッジ人材の養成	
2	補助金交付規則の緩和	複数年を要する実験・研究等の事業においても、単年度執行が原則であるため、毎年、申請・精算・報告作成の業務を行わなければならないが、事業の性格に応じて複数年の執行を可能とする。		(4)アジア高齢社会研究センター	
3	ビザの緩和	留学ビザによって日本に滞在する介護人材トレーニングセンター訓練生については、就労制限を緩和し、高齢者施設で働き収入を得ることを可能とする。		(5)介護人材トレーニングセンター	
4	特定施設に係る総量規制の緩和	県単位で定められている特定施設に関する総量規制の対象外とする。		(6)技術開発型ナーシングホーム	
(d) 取組に必要なその他の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}

1	国の委託事業等における前金払い	国の公募事業を活用して調査研究事業を進めるにあたっては、全額後払いになることが多いが、NPO等は資金的に余裕がなく、金融機関も通常は融資を行わないため、実質的には公募から阻害される結果となっている。採択にあたっては8割程度を前金とするなどの改善が必要である。	(4)アジア高齢社会研究センター	
2				
3				

(e) 税制のグリーン化

番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1					
2					
3					

② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)

番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1	コンソーシアムメンバーへ等の国の参画	既存制度の改変、革新的な実験を行うためには、内部の自発的取り組みとあわせ、外部からの刺激や協力が必要である。コンソーシアムや各種委員会のメンバーとして国からの参画が必要。	(4)アジア高齢社会研究センター	
2	WHO誘致にあたっての支援	国際機関であるWHOの誘致には国の支援が必要である。	(8)WHOの誘致	
3				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。